

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		にぎわい交流館いわつきの利用の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市にぎわい交流館いわつき条例
条 項		第6条、第7条
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課 (電話：048-829-1363)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>交流館の貸出施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>市長は、許可をする場合において、交流館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>市長は、交流館の利用について、次のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 交流館の設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 交流館を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。</p>
	設定等年月日	令和2年2月22日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	令和2年2月22日設定 年 月 日最終改正
備 考		